

松田町結婚新生活支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、経済的理由で結婚に踏み出せない若年層の婚姻に伴う新生活を支援することにより婚姻に伴う経費負担の軽減を図り、地域における婚姻数の増加及び少子対策の強化に資するため、新規に婚姻した世帯に対して、予算の範囲内において、松田町結婚新生活支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、松田町補助金等交付規則（平成13年松田町規則第12号、以下「規則とい」）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 新婚世帯 申請日の属する年度の4月1日から翌年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。

(2) 住居費 結婚を機に新たに住宅を賃借する際に要した費用であって、住宅の賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、当該住宅手当支給額は除くものとする。なお、公営住宅及び地域優良賃貸住宅に係る助成の対象である場合は、本要綱の適用外とする。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付の対象となる新婚世帯（以下「補助対象世帯」という。）は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

(1) 婚姻日において、夫婦のいずれもが年齢39歳以下であること。

(2) 新婚世帯の所得額（5月31日までの申請にあっては前々年の、同日後の申請にあっては前年の夫婦の所得額の合算額をいう。）が500万円未満であること。

ア 夫婦の双方又は一方が離職し、申請日において無職の場合 離職した者については所得なしとして夫婦の所得を算出した額

イ 貸与型奨学金（公的団体又は民間団体から、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。以下同じ。）の返済を現に行っている場合 補助対象世帯の夫婦の所得の合計額から貸与型奨学金の年間の返済額を控除した額

(3) 対象となる住宅が町内に所在し、かつ第5条の規定による補助金の申請日において補助対象世帯が当該住宅の所在地に住所を有していること。

(4) 他の公的制度による家賃補助等を受けてないこと。

(5) 補助対象世帯に町税等の滞納がないこと。

(6) 松田町結婚新生活支援補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。

(7) 松田町暴力団排除条例（平成23年松田町条例第2号）に定める暴力団及びその者を含む世帯に属する者でないこと。

（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、対象期間に支払った住居費とし、1世帯当たり15万円を限度とする。ただし、その際に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

2 補助金の対象となる期間は、申請日の属する年度の4月1日から翌年3月31日までの間とする。ただし、前条に規定する補助対象世帯に該当しなくなった場合は、該当しなくなった日の属する月までとする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、結婚新生活支援補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付し、町長が別に定める日までに、町長に提出しなければならない。

- （1） 婚姻後の戸籍（全部事項証明）謄本又は婚姻届受理証明書
- （2） 所得証明書
- （3） 住宅の賃貸借契約書及び領収書の写し
- （4） 住宅手当支給証明書（第2号様式）
- （5） 貸与型奨学金の返還額が分かる書類
- （6） 離職票の写し（婚姻を機に離職した場合）
- （7） 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金交付決定書（第3号様式）により、申請者に通知する。なお、補助金を交付しないときは、補助金不交付決定書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 本補助金は、交付申請の時期が事業完了後となるため、規則第17条の規定により、実績報告および補助金の額の確定の手続きを省略する。

（変更の申請）

第6条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、前条第1項の申請書に記載した事項を変更しようとするときは、速やかに補助金変更交付申請書（第5号様式）に、当該変更に係る書類を添付して町長に提出し、承認を得なければならない。

2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認め

るときは、補助金変更交付決定通知書（第6号様式）により、当該補助対象者に通知するものとする。

（交付の請求）

第7条 補助対象者が補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（第7号様式）を町長に提出しなければならない。

（決定の取消し）

第8条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

（1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

（2） 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。

（3） この要綱に違反する行為があったとき。

（補助金の返還）

第9条 町長は、補助金の交付決定を取消した場合において、補助対象者の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（報告等）

第10条 町長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めるときは、補助対象者に対して、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

2 補助対象者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

3 町長は、補助対象者に対し、補助金等の効果の検証のためのアンケート調査及びその他の協力を求めることができる。

（委任）

第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、公布の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

この告示の施行の際、令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦であり、この要綱に定める補助対象要件を満たす世帯は、この要綱による補助対象世帯とみなし、当該対象世帯となる者については、第 4 条第 2 項の規程中、「申請日の属する年度の 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで」を「令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで」と読み替えて適用するものとする。

第 1 号様式 (第 5 条関係)

[別紙参照]

第 2 号様式 (第 5 条関係)

[別紙参照]

第 3 号様式 (第 5 条関係)

[別紙参照]

第 4 号様式 (第 5 条関係)

[別紙参照]

第 5 号様式 (第 6 条関係)

[別紙参照]

第 6 号様式 (第 6 条関係)

[別紙参照]

第 7 号様式 (第 7 条関係)

[別紙参照]